

社会活動センター事業に係る自主グループ支援

のための施設・備品利用規約

1. 自主グループとは、社会活動センター講座修了者及び受講者で構成され、健康維持・増進、仲間作り、社会参加等を目的として、修了もしくは受講している講座と同種の内容の活動を行う、構成人数が5名以上の団体とする。
2. 自主グループには、社会活動センターの現講師か元講師、または相応の指導実績を有する指導者がいることを要件とする。
3. 高齢者総合センター（以下「センター」という。）施設の利用を希望する自主グループは、「社会活動センター自主グループ登録票」にて利用登録を行い、登録内容に変更が生じた場合は、登録票を改めて提出しなければならない。
4. 利用できる施設は、3階講義室、4階研修室・工作室・和室、5階ホールとする。利用できる時間帯は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時30分から午前11時30分まで、午後1時30分から午後3時30分までとする。
5. 自主グループは、社会活動センターの講座等が予定されていない日時に限り、センター施設を利用することができる。
6. 利用回数は毎月2回、1回の利用時間は2時間までとする。利用時間には準備、片付けの時間を含める。
7. 自主グループは、利用を希望する日の前々月の1日から末日（日曜・祝日に当たる場合はその前業務日）までに、「武蔵野市立高齢者総合センター利用申請書」に必要事項を記入し、センター事務室に提出するものとする。
8. 申請受付時に空き施設であっても、利用承認前に業務使用予定が入った場合、業務使用が優先される。
9. 他の自主グループと希望日時が重なった場合は、当該月において他に会場利用の予定がない自主グループを優先する。同条件の場合は抽選によって決定する。
10. 利用の承認（不承認）は書面にて通知する。書面は、利用を希望する日の前月の10日（日曜・祝日に当たる場合はその翌業務日）以降に、センター事務室で交付する。
11. 営利目的の利用を禁止する。営利目的の利用が判明した場合、自主グループの登録を取り消す。

12. センターの管理運営に支障が出た時、利用目的や内容を無断で変更した場合、施設管理者の指示に従わない場合には、利用承認の取消し、利用制限、利用停止をすることがある。
13. 備品貸出は施設利用に付随する必要最小限とする。備品利用を希望する場合には、利用予定日の1週間前までに、別紙「備品利用申請書」にて申請しなければならない。この場合、社会活動センター講座運営に支障のない範囲内で貸出すこととする。ただし、会場設営は自主グループが行うこと。
14. 和室におけるテーブルや椅子の使用は、茶道等における立礼を除き不可とする。立礼で使用できるテーブルや椅子の数は、茶道講座及び煎茶道講座に準じる。
15. 会場利用後は、利用した備品等を原状に戻し、センター事務室に人数と活動内容を報告する。また、ゴミは持ち帰ること。
16. 会場内における火気使用、飲食及び喫煙を禁止する。

付 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。